

館山市地産地消推進条例（案）

私たちの住む館山市は、千葉県房総半島の南端に位置し、温暖にして清涼な気候を持つ地域として知られています。

平坦な土地の広がり、黒潮が流れる34.3キロメートルの海岸線は古来より豊かな恵みをもたらしてきました。

このような、里海・里山の恩恵と四季を通した海の幸や山の幸は、この地に人の営みを育み、様々な産業と歴史・文化・伝統を築いてきました。

特に、農水産業においては、稲作に加え一年を通して多様な野菜や果物が生産され、日々水揚げされる新鮮な魚介類は、まさに食材の宝庫と言えます。

館山市では、これらの豊富な地元食材を活かし、地産地消と食育の推進、観光振興等に結びつけ、「じのもんが一番ダッペエ」を合言葉に「食のまちづくり」を目指しています。

一方で、農水産業従事者の減少、担い手の不足による一次産業の生産力低下は、館山市における産業の発展に大きな課題を与えています。

さらに、消費者の食の安全性を求める声に応えるために「生産者の顔の見える形で、安全で安心な農水産物を消費者に届ける」仕組みが求められています。

私たちには、豊かな自然環境を守り、地域の産業をふるさとの財産として、誇りと愛着を持って、次の世代に引き継ぐ大切な使命があります。

私たちには、地産地消の推進により食と命の大切さを学び、市民相互の理解と協力による館山市の発展を願い、努力する役割があります。

ここに、市、市民、生産者、消費者及び事業者の役割を明確にして、共に全ての市民の繁栄に資するため、館山市地産地消推進条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における地産地消の推進に関する基本理念を定め、市、市民等、生産者、消費者及び事業者の役割を明らかにし、安全で安心な農水産物等の安定した生産及び供給並びに食育との連携を図り、地域経済の発展及び健康的で豊かな市民生活の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内農水産物等 市内で生産され、又は水揚げされた農水産物及びこれらを加工した食品をいう。
- (2) 地産地消 市内農水産物等を市内で消費することをいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者のほか、本市に関わる全ての個人をいう。
- (4) 生産者 市内で農水産物等を生産、加工及び供給する者をいう。
- (5) 消費者 市内で農水産物等を消費する者をいう。
- (6) 事業者 市内で食品の製造、加工、流通若しくは販売又は飲食の提供を業として行う者をいう。
- (7) 食育 「食」に関する知識及び「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育て、「生きる力」を育むことをいう。

(基本理念)

第3条 地産地消の推進は、その推進が農水産業及び地域経済の発展に貢献するものであるという基本的な認識の下に行われるものとする。

- 2 地産地消の推進は、市、市民、生産者、消費者及び事業者が連携し、本市の農水産業及び「食」の安全性等に関する情報を共有することにより信頼関係を構築し、協働の理念の下に行うものとする。
- 3 地産地消の推進は、生産者及びその後継者が、誇り、生きがい、喜び等を持って農水産業に取り組めるよう行うものとする。
- 4 地産地消の推進は、市内農水産物等の生産から販売までの過程において、安全で安心な農水産物等を消費者に供給できるよう行うものとする。
- 5 地産地消の推進は、市民一人ひとりに「食」の重要性が理解される

とともに、健康的で豊かな食生活の維持向上が図られ、地域の食文化が継承発展していくよう行うものとする。

- 6 地産地消の推進は、その推進を行う者の創意工夫及び自主的な努力を基本として行うものとする。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民、生産者、消費者及び事業者と連携して、地産地消の推進に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、前項に掲げる連携を推進するため、生産者、消費者、事業者及び関係行政機関（団体）等で構成する推進体制を整備し、総合的かつ効果的な地産地消推進計画を策定するものとする。

- 3 市は、地産地消を推進するために、農水産業の担い手の育成・確保、生産力向上及び生産・流通の仕組みづくりのために必要な施策に取り組むものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、この条例の理念を理解し、生産、流通、消費、教育、その他あらゆる分野において連携を図り、地産地消を推進することで豊かな食文化を継承し、健康で元気な館山市の実現を目指すものとする。

(生産者の役割)

第6条 生産者は、その生産する農水産物等が市民の健康を支えていることを自覚し、安全で安心な農水産物等の生産及び供給並びに農水産業の活性化に努めるものとする。

- 2 生産者は、その生産する農水産物等に関する情報を消費者及び事業者に提供するよう努めるものとする。

- 3 生産者は、市が実施する地産地消の推進に関する施策に協力することに努めるものとする。

(消費者の役割)

第7条 消費者は、農水産物等の安全性を確保するための生産者及び事業者の取組を理解するとともに、市内農水産物等を積極的に「食」に取り入れ、消費するよう努めるものとする。

- 2 消費者は、自らの健康に関心を持ち、「食」の大切さを理解し、地域及び家庭において、健康的で豊かな食生活の維持向上に努めるものとする。

3 消費者は、市が実施する地産地消の推進に関する施策に協力することに努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、市内農水産物等を積極的に取り扱うよう努めることにより、市民の健康の増進や地域経済の活性化に貢献するものとする。

2 事業者は、市が実施する地産地消の推進に関する施策に協力することに努めるものとする。

(地産地消の推進に関する情報共有及び啓発活動)

第9条 市、生産者、消費者及び事業者は、地産地消に関する情報の共有及び相互理解を進めていくものとする。

2 市は、地産地消の推進に対する市民の関心及び理解を深めるとともに、その推進に関する多様な活動を行う市民の意欲を増進するための啓発活動、その他必要な施策を実施するものとする。

(市施設等における地産地消の推進)

第10条 市は、学校、保育所その他の市の施設において、給食その他の食品の提供を行うときは、生産者及び事業者と協力し、市内農水産物等を積極的に使用するよう努めるものとする。この場合において、市内農水産物等が使用できないときは、可能な限り千葉県内で生産された農水産物等を使用するよう努めるものとする。

(安全で安心な農水産物等の供給等)

第11条 市は、安全で安心な市内農水産物等が市民に供給されるよう、環境に配慮した農水産物等の生産と流通のために必要な取組の推進に努めるものとする。

(特産品の普及宣伝)

第12条 市は、市内農水産物等で特に品質が高い等、地域の特産品として広く普及宣伝する必要があると認めるものについて、生産の振興及び流通の促進を図り、付加価値の高い農水産物としての位置付けが得られるよう必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(地産地消と食育との連携)

第13条 市は、地産地消の推進に関する施策の策定及び実施に当たり、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校及び地域における食育の推進のために必

要な施策との連携を図り，効果的に行うよう努めるものとする。

(食生活の向上と食文化の継承)

第14条 市は，家庭，学校及び地域における健康的で豊かな食生活の維持向上及び地域の食文化の継承を推進するため，市内農水産物等を活用した郷土料理等の継承及び創作の促進，その他必要な施策を実施するよう努めるものとする。